# 実施計画の提出時に必要な書類一覧 (水産庁宛て)

- 1. 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画認定申請書(実施要領別記様式第1号)・・・P2
- 2. 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画(実施要領別記様式第2号)・・・P3
- 3. 混獲回避のための休漁を行う要件等(実施要領別記様式第3号) ・・・P7

別記様式第1号(第2の1関係)\*記載例は赤字で記載

番号年月

農林水産大臣 殿

申請者住所○○県△△市□□町×× 名称及び代表者氏名○○漁業協同組合 ○○ ○○

第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画認定申請書

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱第9の1の規定に基づき、別添の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画について認定を受けたいので申請します。

(別記様式第2号の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画を添付すること。)

別記様式第2号(第2の2関係)

(A4版)

整理番号	記載不要
漁業の種類	○○漁業
認定年度	記載不要

# 第二種特定漁業の再編整備に関する 実施計画

(作成日) ○○年○○月○○日

(団体名) ○○漁業協同組合

(注)整理番号、認定年度は、記入しないこと。

- 1 計画作成団体の概要
- (1) 名称、住所及び代表者の氏名

団体名:○○漁業協同組合

住 所:〇〇県××市□□

代表者:〇〇

- (2) 役員の氏名及び現職
  - ○○ (現職を記載)
  - ○○ (現職を記載)
- (3) 事業の主な内容(組合規約、定款等を添付すること。)

計画作成団体が通常実施している事業(信用事業、販売事業、購買事業等)の主 な内容を簡潔に記載してください。

- 2 全体実施計画
- (1) 実施計画作成の経緯
  - ○○漁協においては、主に定置網漁業によって、サバ、イワシ等を漁獲しているが、直近○年間でクロマグロの来遊量が増加しており、クロマグロの混獲によって、 ○○年には○○日間の休漁を余儀なくされ、漁業経営に大きな影響が生じていることから、本事業の計画を作成するに至った。
- (2) 実施予定期間 (令和○年度)
- (3) 第二種特定漁業の再編整備の目標及び講ずる措置の内容

定置網漁業の安定的な操業を確保するため、クロマグロの混獲回避のための休漁 を実施し、クロマグロの漁獲枠の超過を抑制する。

- 3 個別実施計画
- (5) 混獲回避型休漁実施計画

ア 混獲対象魚種:クロマグロ

イ 本事業に参加する漁業者グループ

漁業者グループ名:○○漁業者グループ

代表者名:○○

ウ 本事業に参加する漁業者名、漁船名等

漁業者名	所属漁協	漁船名	漁船登録番号	業種	備考
記載例)漁業者A	○○漁協	〇〇丸	00	定置網漁業	

# 工 休漁予定期間

漁業者名	休漁予定期間	備考
記載例)漁業者A	○月○日~○月○日	混獲回避取組支援の取組
		期間(○月○日~○月○
		日)

### \*注意点

- ・ 休漁予定期間は、3か月以内で設定すること。
- ・申請者が、水産関係民間団体事業実施要領の運用について第3の2-9の(3)のアの(ウ)の(a)に定める混獲回避取組支援(以下「混獲回避取組支援」という。)を実施している場合には、混獲回避取組支援の取組期間と休漁予定期間は重複しないこと。
- ・ 申請者が、混獲回避取組支援を実施している場合には、備考欄に取組期間を記載すること。
- ・ 休漁予定日数は休漁予定期間の1割を超えない範囲で設定すること。

年 月 日

農林水産大臣 殿

#### 都道府県知事

混獲回避型休漁支援事業の実施に当たり、減船・休漁等支援促進事業実施要領(平成31年2月7日付け30水漁第1298号水産庁長官通知)第2の3の規定に基づき、以下のとおり、混獲回避のための休漁を行う場合の要件等を定める。

記

1. 混獲回避のための休漁を行う場合の要件 (第二種基本方針に定められる事項に基づき記載すること。)

#### 【定置網漁業】

○○県の定置網漁業の漁獲量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下「資源管理法」という。)第4条に基づく都道府県計画に定める定置網漁業の配分量の7割を超え、かつ当該漁業者の資源管理法第3条第1項に基づく基本計画に定められる現在の管理期間の漁獲実績が過去3年間の漁獲実績の平均値を超え、1カ統あたり100kgの漁獲があった日以降、休漁予定期間の中で漁獲があった漁業者の所属する漁協単位で最大○○日間休漁する。

#### 【漁船漁業】

○○県の漁船漁業の漁獲量が、資源管理法第4条に基づく都道府県計画に定める漁船漁業の配分量の7割を超え、かつ当該漁業者の資源管理法第3条第1項に基づく基本計画に定められる現在の管理期間の漁獲実績が過去3年間の漁獲実績の平均値を超え、1隻あたり30kgの漁獲又は放流があった日以降、休漁予定期間の中で漁獲又は放流があった漁業者の所属する漁協単位で最大○○日間休漁する。

#### 2. 要件の履行確認手段

- ・ 配分量の積み上がり状況、過去の漁獲実績については、漁獲管理システムの集計データにより確認。
- 一定数量の漁獲があった日については、水揚げ伝票により確認。
- 一定数量の放流があった日については、野帳及び写真により確認。

- 3. 別記様式第3号提出時点の漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第1項に規定する都道府県資源管理方針に定められた事項の抜粋
  - 1の要件に関連する事項を抜粋して記載すること。

## \*注意点

混獲回避のための休漁を行う場合の要件には、以下の事項が定められていること。

- 1. 資源管理法第4条に基づく都道府県計画又は同法第13条第2項の都道府県知事の認定を受けた協定(以下「協定」という。)に定める配分量の積み上がり状況(配分量の積み上がり状況は、都道府県計画又は協定に定める配分量の7割以上で設定)。
- 2. 資源管理法第3条第1項に基づく基本計画に定められる現在の管理期間における対象漁業者の漁獲量又は放流量(漁獲量又は放流量は、過去3年間の平均値以上で設定。)
- 3. 1日あたりのクロマグロの採捕数量又は放流した数量。
- 4. 休漁を行う日数の上限(日数の上限は、第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画に定められた休漁予定期間(クロマグロの混獲によって休漁を余儀なく強いられる可能性がある期間。以下「休漁予定期間」という。)の1割を超えない範囲で設定。)

